

目次

第1章

基本的考え方 1

- ① 基本指針策定の趣旨 2
- ② 基本指針の性格 3

第2章

人権を取り巻く状況 5

- ① 国際的な潮流 6
- ② わが国における取組 6
- ③ 福岡県における取組 7
- ④ 久留米市における取組 8

第3章

人権教育・啓発の推進 11

① あらゆる場における推進

- (1) 就学前教育機関 12
- (2) 学校 14
- (3) 家庭 16
- (4) 地域 17
- (5) 企業 18
- (6) 市民 19

② 特定職業従事者に対する推進

- (1) 市職員等 20
- (2) 教職員等 21
- (3) 社会教育関係者 22
- (4) 福祉関係者 22
- (5) 医療関係者 23
- (6) マスメディア関係者 23

③ 効果的な推進

- (1) 人材の育成 23
- (2) 教材の開発 24
- (3) 啓発・学習プログラムの開発 24
- (4) 啓発内容の充実と啓発手法の拡充 24
- (5) 情報提供の充実・強化 25

第4章

分野別施策の推進 27

- ① 同和問題 28
- ② 女性に関する問題 32
- ③ 子どもに関する問題 36
- ④ 高齢者に関する問題 39
- ⑤ 障害者に関する問題 41
- ⑥ 外国人に関する問題 43
- ⑦ HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題 44
- ⑧ その他の人権問題 46

第5章

推進体制等 51

- ① 全庁的な推進体制 52
- ② 国・県・関係団体等との連携 52
 - (1) 国や県等行政機関との連携 52
 - (2) 市民や関係団体等との連携 52
- ③ 実施期間 52
- ④ 進行管理と見直し 52

用語解説 53
(文中の「※」印がついている言葉について、掲載しています。)

資料 63

- 世界人権宣言
- 日本国憲法(抄)
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権尊重都市宣言に関する決議
- あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例
- 久留米市人権教育・啓発施策策定会議設置要綱